

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

改正特定商取引法が施行されました

悪質商法によるトラブルから消費者を守るため、規制を強化した改正特定商取引法が平成21年12月1日施行されました。

しつこい勧誘の禁止

今までは、断っても何度も勧誘されたといった苦情が後を絶ちませんでした。しかし、法改正により今後訪問販売では、消費者が「お断りします」「関心がありません」など契約しない意思表示を明確にした場合、勧誘を続けたり後日再勧誘することが禁じられました。同じ業者の別の販売員が勧誘することもできません。

ただし、「今は忙しいので後日に」と伝えたような場合再勧誘は禁止されません。

また、一度断られたら何年も勧誘できなくなるわけではありません。数ヶ月から一年単位での契約が通常の商品については期間が過ぎると「別の商品」として勧誘が可能となります。

訪問販売を受けた際に、契約するつもりがない場合は、業者にはっきりと断り、契約の意思がないことを伝えましょう。



クーリングオフの対象が拡大

これまでは、政令で指定された商品やサービスだけがクーリングオフの対象でした。しかし改正後は別の法律で消費者の被害が是正できるものを除き、原則としてすべての商品やサービスがクーリングオフの対象となり、規制が強化されています。

ただし、自分の意思でお店に行行って買い物をしたり、3,000円未満のものや化粧品などの消耗品を購入したなど、適用が除外される場合があります。

| 業者への断り方 | 再勧誘の可否 |
|-------------------------|--------------------|
| 必要ありません お断りします | 再勧誘できない |
| 今は忙しいので、 また今度にしてください | 再勧誘できる |
| 台所リフォームは、しません | 台所リフォームは、再勧誘ができない |
| うちはリフォームをしません | リフォーム工事全般の再勧誘ができない |

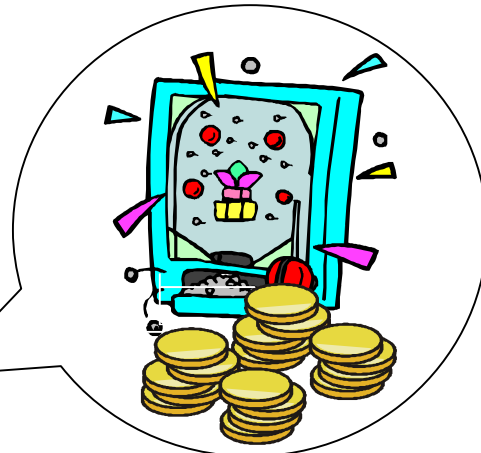


パチンコ攻略法は儲かる？！

～甘い話にはご用心～

■事例1

パチンコ雑誌に「絶対に勝てる情報を提供する」という広告があった。説明を聞くだけのつもりで業者に電話をしたら、1ヶ月で50万円稼げると言われ契約した。情報提供料として20万円を支払った。しかし、説明のように儲からない。20万円を返して欲しい。



■アドバイス

パチンコ雑誌・スポーツ新聞・ネットなどで、「絶対に勝てるパチンコの台を教えます」「1ヶ月で50万円稼げます」などとうたった広告を目にします。情報料を払って契約すると、指定されたパチンコ店に出向いて指示された台で打ったり、勝てるという情報を提供されるなど業者によって様々です。

指示通りにしたのに勝てず、お金を返してほしいという相談が後を絶ちません。パチンコに限らず競馬や競艇などでも同じようなトラブルが起こっています。

絶対に勝てる賭け事は存在しません。情報提供を受けた後の返金は非常に困難です。安易に契約せず、広告を疑う姿勢が大切です。

もし契約してしまったら、ひとりで悩まず、消費者センターに相談してください。



困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日: 月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間: 午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話: 5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地: 墨田区押上 2-12-7-215



■交通機関

- ・東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- ・東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- ・都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前